宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領

（趣　旨）

第１　この要領は，中小企業者等の事業経営に必要な運転・設備資金を供給し，経営の安定と企業体質の強化に資することを目的とした融資に関して，宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成９年４月１日施行。以下「要綱」という。）に規定するもののほか，必要事項を定めるものとする。

（資金の取扱い）

第２　要綱第４で定める資金の取扱いについては，次のとおりとする。

（１）一般資金

イ　目的

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし，その経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

本資金の融資を受けることにより経営の安定を図れる見通しのある中小企業者等で，次のいずれかに該当するもの

（イ）経営基盤，経営体質の改善を必要とするもの

（ロ）経済の変動等外部要因により経営が不安定化しているもの

ハ　資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ　融資の条件

（イ）融資限度額	一企業　８，０００万円	
（ロ）融資利率	長期資金（１年を超えるもの）	年　１．９０％
	短期資金（１年以内のもの）	年　１．５０％
（ハ）償還期間	運転資金　７年以内（据置　１年以内）	
	設備資金　１０年以内（据置　１年以内）	
（ニ）償還方法	原則として月賦均等返済	
（ホ）保証人	原則として法人代表者以外不要	
（ヘ）担保	取扱金融機関又は宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）所定	
（ト）信用保証料	協会所定	

（２）経営環境変化対策資金（セーフティネット資金）

イ　目的

経済環境の変化等外部要因により経営の安定に支障を生じている中小企業者等のうち，中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号。以下「法」という。）第２条第５項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものに対し，長期かつ低利の資金の融通を円滑にし，その経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

法第２条第５項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもの

ハ　認定

認定を受けようとする中小企業者等は，所定の認定申請書を市町村長に提出し，その認定を受けるものとする。

ニ　資金の使途

運転資金及び設備資金

ホ　融資の条件

（イ）融資限度額　一企業　８，０００万円

（ロ）融資利率　ａ　法第２条第５項第１号から第４号及び第６号該当の特定中小企業

者で市町村長の認定を受けたものにあっては，
年　１．３０％
b　法第２条第５項第５号，第７号及び第８号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあっては，
年　１．３０％

（ハ）償還期間　運転資金　１０年以内（据置　２年以内）
設備資金　１０年以内（据置　２年以内）
（ニ）償還方法　原則として月賦均等返済
（ホ）保証人　原則として法人代表者以外不要
（ヘ）担保　取扱金融機関又は協会所定
（ト）信用保証料　信用保証付とし，保証料は協会所定

（３）経営環境変化対策資金（危機関連対策資金）

イ　目的

突発的に生じた大規模な経済危機，災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者等のうち，法第２条第６項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けたものに対し，長期かつ低利の資金の融通を円滑にし，その経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

法第２条第６項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けたもの

ハ　認定

認定を受けようとする中小企業者等は，所定の認定申請書を市町村長に提出し，その認定を受けるものとする。

ニ　資金の使途

運転資金及び設備資金

ホ　融資の条件

（イ）融資限度額　一企業　８，０００万円
（ロ）融資利率　年　１．３０％
（ハ）償還期間　運転資金　１０年以内（据置　２年以内）
設備資金　１０年以内（据置　２年以内）
（ニ）償還方法　原則として月賦均等返済
（ホ）保証人　原則として法人代表者以外不要
（ヘ）担保　取扱金融機関又は協会所定
（ト）信用保証料　信用保証付とし，保証料は協会所定

（４）新型コロナウイルス感染症対応資金

イ　目的

令和２年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により，著しい信用収縮が生じた中小企業等に対し円滑な資金供給を行い，中小企業者等の事業継続や経営安定を図ることを目的とする。

ロ　融資の対象

次の（イ）から（ハ）のいずれかの認定を受けた中小企業者等

（イ）法第２条第５項第４号の規定による認定（令和２年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）（注１）
（ロ）法第２条第５項第５号の規定による認定（注１）（注２）
（ハ）法第２条第６項の規定による認定（令和２年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）（注１）（注３）

（注１）法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証を除く
（注２）売上高等の減少を要因としないものを除く
（注３）本制度を利用する場合は，危機関連保証制度要綱を適用しないものとする

ハ　認定

認定を受けようとする中小企業者等は，所定の認定申請書を市町村長に提出し，その認定を受けるものとする。

ニ　融資の手続

融資を受けようとする中小企業者等は，取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか，法第２条第５項第４号，同条同項第５号又は同条第６項の規定による市町村長の認定書及び本制度における経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）を適用する場合は，免除対応確認書を添付するものとする。

なお，借換えの場合は，借換保証制度要綱の定めにかかわらず，事業計画書の提出は不要とする。

ホ　取扱期間

令和２年５月１日から令和３年３月３１日までに保証申込を受け付けたもので，かつ令和２年５月１日から令和３年５月３１日までに融資実行されたものとする。

ヘ　資金の使途

経営安定に必要な運転資金及び設備資金。ただし，借換えは，原則として信用保証付融資によるものに限る。

ト　融資の条件

（イ）融資限度額　　一企業　６，０００万円

（ロ）融資利率　　年　１．３０％（ただし，貸付から３年間に生じる利子は，別途定める方法により県から補給するものとする。）

（ハ）償還期間　　運転資金　１０年以内（据置　５年以内）
設備資金　１０年以内（据置　５年以内）

（ニ）償還方法　　原則として月賦均等返済。（ただし，保証期間が１年以内の場合は，一括返済でも差し支えないものとする。）

（ホ）保証人　　原則として法人代表者以外の連帯保証人を徴求しない。また，本制度における免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

（ヘ）担保　　無担保（ただし，既設定根抵当権を除く）

（ト）信用保証料　　信用保証付とし，保証料は協会所定
次の（１）及び（２）を満たす場合に，保証料率を０．２％上乗せすることにより経営者保証を免除する。
（１）直近の決算書が資産超過であること
（２）法人と代表者との関係において，法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており，法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与，配当，オーナーへの貸付等）について，社会通念上適切な範囲を超えていないこと

（チ）借換えの特例と制限　　（１）借換保証制度要綱の定めにかかわらず，次の①又は②の保証を責任共有制度の対象外（１００％保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。
①　令和２年１月２９日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
②　責任共有制度の対象となる本制度の保証
（２）次に掲げる場合を除き，他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借り換えることはできないものとする。
①　責任共有制度の対象となる本制度の保証を，責任共有制度対象外（１００％保証）となる本制度の保証で借換える場合
②　法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を，免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

チ　信用保証料の補助

ロの（イ）から（ハ）の認定において認定書に記載された売上高が１５％以上のもの及びロの（ロ）の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者（注）であるものについては，全額を国が補助し，それ以外のものについては，２分の１を国が補助する。

ただし，条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については，国の補助対象外とする。

（注）常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については５人）以下のもの

（５）新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金

イ　目的

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者等の資金繰りの円滑化を図ると共に，金融機関が当該中小企業者等に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより，もって，当該中小企業者等の経営安定や生産性等の向上を図ることを目的とする。

ロ　融資の対象

次の（イ）から（ハ）のいずれかの認定を受け，かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者等

（イ）法第２条第５項第４号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）（注１）

（ロ）法第２条第５項第５号の規定による認定（売上高等の減少率が１５％以上のものに限る）（注１）（注２）

（ハ）法第２条第６項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）（注１）（注３）

（注１）法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

（注２）売上高等の減少を要因としないものを除く。

（注３）本制度を利用する場合は，危機関連保証制度要綱を適用しないものとする。

ハ　認定

認定を受けようとする中小企業者等は，所定の認定申請書を市町村長に提出し，その認定を受けるものとする。

ニ　申込方法

金融機関経由による保証に限る。

ホ　融資の手続

融資を受けようとする中小企業者等は，取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか，（イ）及び（ロ）の所定の書面を添付するものとする。ただし，免除対応を適用する場合にあっては（ハ）の所定の書面を（イ）及び（ロ）に加えて添付するものとする。

（イ）法第２条第５項第４号，同条同項第５号又は同条第６項の規定による市町村長の認定書

（ロ）経営行動計画書（以下の内容を満たすもの又は含むものとする。）

a　計画を策定した日に属する事業年度から３事業年度を最短の計画期間とし，原則として同５事業年度を最長の計画期間とする。

b　申込人の経営に係る現況・課題（原則として，計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項

（ハ）経営者保証免除対応確認書

ヘ　金融機関の責務及び報告

（イ）金融機関は，原則として，四半期に１回，経営の状況を確認するともに，中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

（ロ）金融機関は，中小企業者等に対し，当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

（ハ）金融機関は，原則として，計画を策定した日にの属する事業年度から５事業年度にわたり，年１回，中小企業者等の事業年度毎に，協会に対し，中小企業者等の計画の実行状況

及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお，同データのうち，業種，従業員数及び財務状況については，協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は，当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

ト　取扱期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに保証申込を受け付けたものとする。

ただし，ロの（ハ）の認定を受けたものについては，令和２年経済産業大臣告示第４９号により経済産業大臣が定めた期間内（当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。）に融資実行されたものとする。

チ　資金の使途

経営安定に必要な運転資金及び設備資金。ただし，借換えは，原則として県中小企業制度融資によるものに限る。

リ　融資の条件

（イ）融資限度額　　一企業　４，０００万円

（ロ）融資利率　　年１．６０％以内

（ハ）償還期間　　一括返済（運転資金・設備資金）１年以内
分割返済（運転資金・設備資金）１０年以内（据置　５年以内）

（ニ）保証人　　原則として法人代表者以外の連帯保証人を徴求しない。また，本制度における免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

（ホ）担保　　必要に応じて徴求

（ヘ）信用保証料　　借入金額に対し，０．８５％とする。
ただし，次のａ及びｂを満たす場合に，保証料率を０．２％上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

ａ　直近の決算書が資産超過であること

ｂ　法人と代表者との関係において，法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており，法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与，配当，オーナーへの貸付等）について，社会通念上適切な範囲を超えていないこと

（ト）その他　　本資金は，全国統一保証制度（伴走支援型特別保証制度要綱）の対象であり，伴走支援型特別保証制度の適用に係る手続等については，本制度要領のほか，協会において別に定める伴走支援型特別保証制度要綱によるものとする。

ヌ　信用保証料の補助

借入金額に対し０．６５％に相当する額を国が補助する。

免除対応により０．２％が保証料率が上乗せされている場合には，０．８５％に相当する額を国が補助する。

ただし，条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については，国の補助対象外とする。

（６）流動資産担保活用資金

イ　目　的

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし，その経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

事業者に対する売掛債権又は棚卸資産（以下「流動資産」という。）を保有する中小企業者等

なお，流動資産は，法第３条の４第１項に規定する流動資産とする。

ハ　資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ　融資の条件

（イ）定義　　根保証型とは，中小企業者等が有する流動資産を担保として金融機関の当座貸越について，あらかじめ一定の極度額及び融資期間を定め，その範囲内において反復継続して行われる貸付けをいう（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）。また，個別型とは，中小企業者等が有する売掛債権を担保とした金融機関の一本の手形貸付について行われる貸付けをいう。

（ロ）融資方式　　根保証型及び個別型とする。

（ハ）融資限度額　　一企業　　８，０００万円以内
なお，保証割合は，融資金額の８０％とする。

（ニ）融資利率　　年　１．４５％

（ホ）償還期間

a　根保証型　　１年間
ただし，更新は妨げない。また，保証期間内に生じた貸越の返済期日が保証期間の終期後に到来することも差し支えない。

b　個別型　　１年以内

（ヘ）返済方法

a　根保証型

（a）　約定弁済又は非約定弁済（随時弁済）のいずれも差し支えないこととする。

（b）　約定弁済の場合は，毎月又は３か月に１回以上の返済があることとし，最長期間は５年以内とする。

（c）　非約定弁済（随時弁済）の場合は，年１回以上の返済があることとし，期日一括返済形式は避けることとする。

（d）　返済は，別口口座又は貸越口座のいずれも差し支えないこととする。

（e）　利息は，別口口座又は貸越口座から，原則として３か月に１回以上定期的に返済があることとする。

b　個別型

返済引当とした売掛債権の支払期日に一括して返済するものとする。ただし，複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とすることを認める。

また，この場合，個々の売掛債権の支払期日が到来する都度，返済することができるものとする。

（ト）貸付形式

a　根保証型　　当座貸越

b　個別型　　手形貸付

（チ）保証人　　法人代表者以外不要

（リ）担保　　融資申込人の有する流動資産を譲渡担保とする。ただし，個別型の場合は，売掛債権のみを譲渡担保として徴求する。

（ヌ）対抗要件具備方法等　　売掛債権（手形債権及び電子記録債権（電子記録債権法（平成１９年法律第１０２号）第１５条に規定する電子記録債権をいう。）を除く。）については，民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条の規定に基づく「確定日付のある通知又は承諾」に加えて，現在及び将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がされたもの又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「動産債権譲渡特例法」という。）第４条に規定する「債権譲渡登記」とする。

棚卸資産については，動産債権譲渡特例法第３条に規定する「動産譲渡登記」とする。ただし，登記に加えて民法の占有改定又は指図に

よる占有移転による対抗要件を具備することもできるものとする。また，電子記録債権については，電子記録債権法第１７条に規定する譲渡記録とする。

（ル）信用保証料　　信用保証付とし，信用保証料及び手続は協会所定とする。

（ヲ）その他　　融資の手続等については，本制度要領のほか，協会において別に定める流動資産担保融資保証制度要綱及び事務取扱要領によるものとする。

（７）経営力強化サポート資金

イ　目的

中小企業者等の資金調達にあたって，金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い，金融と経営支援の一体的取組を推進することで，その経営力の強化に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ，自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等

ハ　資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ　融資の条件

（イ）融資限度額　　一企業　８，０００万円

（ロ）融資利率　　年　１．５０％

（ハ）償還期間　　運転資金　５年以内（据置　１年以内）
設備資金　７年以内（据置　１年以内）
ただし，既往の信用保証付き県制度融資資金（宮城県中小企業経営安定資金，宮城県中小企業産業振興資金，宮城県環境安全管理対策資金及び宮城県小口事業資金等）の旧債返済を行う場合は１０年以内（据置１年以内）とする。

（ニ）償還方法　　原則として月賦均等返済

（ホ）保証人　　原則として法人代表者以外不要

（ヘ）担保　　取扱金融機関又は協会所定

（ト）信用保証料　　協会所定

（チ）その他　　本資金は全国統一保証制度（経営力強化保証制度）の対象であり，経営力強化保証制度の適用に係る手続等については，本制度要領のほか，協会において別に定める経営力強化保証制度要綱によるものとする。

（８）連鎖倒産防止資金

イ　目的

倒産企業に対し売掛債権等を有し，当該資金の導入によって連鎖倒産の防止を図ることができる中小企業者等に対し，長期かつ低利の資金の融通を円滑にし，その経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

負債総額１，０００万円以上の倒産企業に対し５０万円以上の回収困難な売掛債権等（手形を含む。）を有している又は当該倒産企業との取引額が全取引額の２０％以上を占めている中小企業者等で知事の認定を受けたもの

ハ　認定

融資を受けようとする中小企業者等は，様式第１号の認定申請書を知事に提出し，認定を受けるものとする。

なお，当該認定書の有効期限は，認定の日から１年間とする。

ニ　資金の使途

運転資金（ただし，回収不能・回収困難債権額の範囲内とする。）

ホ　融資の条件

（イ）融資限度額　　一企業　８，０００万円

（ロ）融資利率　　年　１．６０％

（ハ）償還期間　　運転資金　１０年以内（据置　２年以内）

（ニ）償還方法　　原則として月賦均等返済

（ホ）保証人　　原則として法人代表者以外不要

（ヘ）担保　　取扱金融機関又は協会所定

（ト）信用保証料　　協会所定

（９）経営改善サポート借換資金

イ　目的

経済環境の変化等により既往の県制度融資資金の償還が負担となっている中小企業者等に対し，長期の借換資金を融通することにより，その経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

原則として，既往の信用保証付き県制度融資資金（宮城県中小企業経営安定資金，宮城県中小企業産業振興資金，宮城県環境安全管理対策資金及び宮城県小口事業資金等）の旧債返済を行うことにより，企業の再建及び持続的発展が見込まれる中小企業者等で，次のいずれかに該当するもの

（イ）借換保証制度を適用できるもの

（ロ）法第２条第５項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもの

ハ　認定

ロ（ロ）により融資を受けようとする中小企業者等は，所定の認定申請書を市町村長に提出し，認定を受けるものとする。

ニ　資金の使途

運転資金及び設備資金（ただし，設備資金は，取引先の倒産や変更等により既存設備の変更が必要な場合などに限る。）

ホ　融資の条件

（イ）融資限度額　　一企業　８，０００万円

（ロ）融資利率　　a　ロ（イ）にあっては，

長期資金（１年を超えるもの）　　年　１．９０％

短期資金（１年以内のもの）　　年　１．５０％

b　ロ（ロ）のうち法第２条第５項第１号から第４号及び第６号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあっては，

年　１．３０％

c　ロ（ロ）のうち法第２条第５項第５号，第７号及び第８号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあっては，

年　１．３０％

（ハ）償還期間　　運転資金　１０年以内（据置　２年以内）

設備資金　１０年以内（据置　２年以内）

（ニ）償還方法　　原則として月賦均等返済

（ホ）保証人　　原則として法人代表者以外不要

（ヘ）担保　　取扱金融機関又は協会所定

（ト）信用保証料　　協会所定

（チ）その他　　借換保証制度の適用に係る手続等については，本制度要領のほか，協会において別に定める借換保証制度要綱によるものとする。

（１０）中小企業再生サポート資金

イ　目的

厳しい経済情勢の中で経営環境の悪化しつつある中小企業者等が再生を図ろうとする際に必要とする資金の融通を円滑にし，その経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

次のいずれかに該当するもの

（イ）　宮城県中小企業再生支援協議会又は宮城県産業復興相談センターの支援を受けて，再生計画・事業計画の策定及び実行に取り組むもの

（ロ）　特定認証紛争解決手続（認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成１６年法律第１５１号）第２条第４号に規定するものをいう）であって，産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第４９条第１項の規定により認定を受けたものによって行われる再生に関する紛争手続き）によって再生を図ろうとするもの

（ハ）　認定支援機関（産業競争力強化法第１３４条第２項の認定支援機関）の指導又は助言を受け再生を図ろうとするもの

（ニ）　法的な再生手続きを利用し再生を図ろうとするもので次のａ，ｂ及びｃのいずれにも該当するもの

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）のいずれかに該当するもの

（ａ）　再生事件又は更生事件が係属しているもの

（ｂ）　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第１８８条第１項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く）

ｂ　再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後３年を経過していないもの

ｃ　次の（ａ）又は（ｂ）のいずれにも該当するもの

（ａ）　金融機関及び取引先から取引の支援をが得られており，事業の再建に合理的な見通しが認められること

（ｂ）　償還が見込まれること

ハ　資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ　融資の条件

（イ）融資限度額	一企業　８，０００万円
（ロ）融資利率	年　１．９０％以内
（ハ）償還期間	運転資金　１０年以内（据置　２年以内） 設備資金　１０年以内（据置　２年以内）
（ニ）償還方法	原則として月賦均等返済
（ホ）保証人	原則として法人代表者以外不要
（ヘ）担保	取扱金融機関又は協会所定
（ト）信用保証料	協会所定
（チ）その他	ａ　ロ（ロ）及び（ハ）に係る手続きについては，本制度要領のほか，協会において別に定める事業再生円滑化関連保証（特定非営利活動法人は除く。）に係る保証事務取扱いによるものとする。 ｂ　ロ（ロ）及び（ハ）の保証割合は，融資金額の８０％とする。 ｃ　ロ（ニ）に係る手続きについては，本制度要領のほか，協会において別に定める事業再生保証制度要綱に係る保証事務取扱いによるものとする。

（１１）災害復旧対策資金

イ　目的

災害により事業活動に支障を生じている中小企業者等に対し，資金の融通を円滑にし，災害の早期復旧を促進し経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

（イ）　一般枠

「災害救助法」の適用を受けたもの又はこれに準ずる災害として知事が特に認めたものとして，知事が指定した災害により被害を受けた中小企業者等で，次のいずれかに該当するもの。

a　施設・設備等の損壊が発生していること。

b　取引先の被災による等，最近１か月の売上高が前年同月の売上高に比して１０％以上減少していること。

ハ　認定

（イ）　一般枠

a　ロ（イ）aについては様式第２号の１の認定申請書を市町村長，商工会議所会頭又は商工会会長に提出し，認定を受けるものとする。

b　市町村長が発行する罹災証明書の交付を受けた中小企業者等は，その証明をもって様式第２号の１の認定書に代えることができる。

c　ロ（イ）bについては様式第２号の２の認定申請書を知事，市町村長，商工会議所会頭又は商工会会長に提出し，認定を受けるものとする。

ニ　取扱期間

（イ）　一般枠

取扱期間は，災害発生日から３か月間とする。ただし，特別の事情がある場合は，知事が別に定める期間とする。

ホ　資金の使途

災害復旧に要する運転資金及び設備資金

ヘ　融資の条件

（イ）一般枠

a　融資限度額　　一災害　　５，０００万円（ただし，一企業につき２億８，０００万円までとする。）

b　融資利率　　年　１．６０％以内
なお，災害関係保証が適用となる場合にあっては，
年　１．５５％以内

c　償還期間　　運転資金　１０年以内（据置　２年以内）
設備資金　１０年以内（据置　２年以内）

d　償還方法　　原則として月賦均等返済

e　保証人　　原則として法人代表者以外不要

f　担保　　取扱金融機関又は協会所定

g　信用保証料　　協会所定

（１２）みやぎ中小企業復興特別資金

イ　目的

東日本大震災により被害を受け事業活動に支障が生じている中小企業者等に対し，資金の融通を円滑にし，再建復興を促進し経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等で，次のいずれかに該当するもの。

（イ）　施設・設備，事業用資産の損壊等が発生していること。

（ロ）　震災の影響を受けた後の最近３か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては，完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が震災の影響を受ける直前の同期に比して１０％以上減少していること。

ハ　認定

（イ）　ロ（イ）については市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けるものとする。

（ロ）　ロ（ロ）については市町村長から東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）第１２８条第１項第１号による認定を受けるものとする。

ニ　対象区域

下記に掲げる区域外の市町村長から罹災証明書等の交付を受けたものは，次の（イ）又は（ロ）の資金に限るものとする（保証申込受付時点において下記に掲げる区域内に事業所を有するものを除く）。

（イ）本資金に係る既往借入金の範囲内の額による借換資金

（ロ）ａ又はｂに係る債務の返済資金（ただし，自己資金や他の借入金等を合わせて当該債務の完済が見込まれる場合に限る。）

ａ　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本事業者再生支援機構法（平成２３年法律第１１３号）第１６条第１項第１号の規定により買取りをした債権

ｂ　宮城産業復興機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第５９条第１項の要件を定める省令（平成２４年経済産業省令第１１号）第２条第４号イの規定により買取りをした債権

対象となる区域

仙台市，石巻市，気仙沼市，名取市，多賀城市，東松島市，亘理町，山元町，七ヶ浜町，女川町，南三陸町，松島町，利府町，塩竈市，岩沼市

ホ　融資の手続

融資を受けようとする中小企業者等は，取扱金融機関及び信用保証協会所定の申込資料のほか，市町村長が発行する罹災証明書又は認定書及び東日本大震災復興緊急保証制度の利用に係る理由書を添付するものとする。

ヘ　取扱期間

取扱期間は，資金取扱開始日から令和４年３月３１日までの融資実行分とする。

ト　資金の使途

経営安定に必要な運転資金及び設備資金（事業再建に必要な資金を含む）

チ　融資の条件

（イ）融資限度額　　一企業　８，０００万円

（ロ）融資利率　　年　１．５０％

（ハ）償還期間　　運転資金　１５年以内（据置　３年以内）
　　設備資金　１５年以内（据置　３年以内）

（ニ）償還方法　　原則として月賦均等返済

（ホ）保証人　　原則として法人代表者以外不要

（ヘ）担保　　取扱金融機関又は協会所定

（ト）信用保証料　　信用保証付きとし，保証料は協会所定

（１３）二重債務対策資金

イ　目的

東日本大震災により被害を受け，二重債務により事業再生が困難となっている中小企業者等に対し，資金の融通を円滑にし，早期の復旧・復興に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

宮城産業復興機構投資事業有限責任組合又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）の債権買取等の支援を受けるもの

ハ　資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ　融資の条件

（イ）融資限度額　　一企業　１０，０００万円

（ロ）融資利率　　年　１．００％
（ハ）償還期間　　運転資金　１５年以内（据置　３年以内）
　　設備資金　１５年以内（据置　３年以内）
（ニ）償還方法　　原則として月賦均等返済
（ホ）保証人　　原則として法人代表者以外不要
（ヘ）担保　　取扱金融機関所定
（ト）その他　　ａ　本資金の融資に当たっては，信用保証付きとすることができるものとする。
　　ｂ　本資金の融資に当たっては，震災支援機構による債務保証を活用することができるものとし，必要な事項は取扱金融機関と同機構との協議により定めるものとする。

（１４）緊急経済変動対策資金

イ　目的

経済情勢の変化等外部要因により一時的に業況の悪化を来している中小企業者等に対し，長期かつ低利の資金の融通を円滑にし，その経営の安定に資することを目的とする。

ロ　融資の対象

燃料費高騰，原材料高騰に起因するもので，次のいずれかに該当するもの。

（イ）最近３か月間の売上高に占める製造原価（売上原価，工事原価等の類するものを含む。以下同じ。）の割合が，前年の同期と比較して１０％以上増加している中小企業者等

（ロ）最近３か月間の売上高に占める製造原価の割合が，前年の同期と比較して５％以上増加し，かつ前々年の同期と比較して１０％以上増加している中小企業者等

ハ　認定

融資を受けようとする中小企業者は，様式第３号の資格要件確認票を融資申込時に取扱金融機関に提出するものとする。

ニ　資金の使途

運転資金及び設備資金（ただし，設備資金は，燃料費の削減につながる既存設備の変更などの場合に限る。）

ホ　融資の条件

（イ）融資限度額　　一企業　８，０００万円
（ロ）融資利率　　年　１．４５％
（ハ）償還期間　　運転資金　１０年以内（据置　２年以内）
　　設備資金　１０年以内（据置　２年以内）
（ニ）償還方法　　原則として月賦均等返済
（ホ）保証人　　原則として法人代表者以外不要
（ヘ）担保　　取扱金融機関又は協会所定
（ト）信用保証料　　協会所定

（１５）事業再生計画実施支援資金

イ　目的

（イ）　一般枠

認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより，中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り，もって，中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。

（ロ）　感染症対応枠

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中，早期の事業再生に向けた取り組みを促すため，認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより，中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り，もって，中小企業の活力の再生を

図ることを目的とする。

ロ　融資の対象

以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い，金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

（イ）　独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

（ロ）　認定支援機関（産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

（ハ）　特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画

（ニ）　株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画

（ホ）　株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画

（ヘ）　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画

（ト）　私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画

（チ）　個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画

（リ）　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって，特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成１１年法律第１５８号）に基づく調停における調書（同法第１７条第１項の調停条項によるものを除く。）又は同法第２０条に規定する決定において特定されたもの

（ヌ）　独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

（ル）　経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し，中小企業者ごとに経営支援の方向性，内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

ハ　融資の手続

融資を受けようとする中小企業者は，取扱金融機関及び協会所定の申込資料のほか，次の資料を添付するものとする。

（イ）　一般枠

ロ（イ）から（ル）に規定する計画

（ロ）　感染症対応枠

a　ロ（イ）から（ル）に規定する計画

b　経営者保証免除対応確認書（免除対応を適用する場合）

ニ　事業再生の計画

事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

（イ）債権者間の合意がとれているもの

（ロ）申込人の経営に係る現況・課題・課題を踏まえた改善策

（ハ）計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

ホ　金融機関の責務及び報告

（イ）金融機関は中小企業者から四半期に１回，計画の実行状況の報告を受けることとする。

（ロ）事業再生の計画がロに定める機関又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合，金融機関は当該機関等と連携して，中小企業者に対して，事業再生計画のフォローアップを通じ経営支援を行うものとする。

（ハ）金融機関は原則として３年間にわたり，中小企業者の事業年度ごとに，協会に対し，中小企業者の計画の実行状況とともに，自らの経営支援の状況を支援しなければならない。

なお，当該報告がなかった場合には，その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（ニ）金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ，（事業再生の計画がロに定める機関等の支

援に基づき作成されたものである場合にあっては，当該機関等と連携し，）必要に応じて中小企業者に対し，計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

ヘ　取扱期間

感染症対応枠については，令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに保証申込を受け付したものに限る。

ト　資金の使途

運転資金及び設備資金。ただし，事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。

チ　融資の条件

（イ）　一般枠

a	融資限度額	一企業　８，０００万円
b	融資利率	年　１．６０％以内
c	償還期間	運転資金　１５年以内（据置　１年以内） 設備資金　１５年以内（据置　１年以内）
d	償還方法	原則として月賦均等返済
e	保証人	原則として法人代表者以外不要
f	担保	必要に応じて徴求
g	信用保証料	協会所定
h	その他	本資金は全国統一保証制度（事業再生計画実施関連保証制度）の対象であり，事業再生計画実施関連保証制度の適用に係る手続等については，本制度要領のほか，協会において別に定める事業再生計画実施関連保証制度要綱によるものとする。

（ロ）　感染症対応枠

a	融資限度額	一企業　８，０００万円
b	融資利率	１．６０％以内
c	償還期間	一括返済（運転資金・設備資金）１年以内 分割返済（運転資金・設備資金）１５年以内（据置５年以内）
d	償還方法	原則として月賦均等返済
e	保証人	原則として法人代表者以外不要
f	担保	必要に応じて徴求
g	信用保証料	責任共有制度の対象の場合は，借入金額に対し，０．８％とする。 責任共有制度の対象外の場合は，保証委託額に対し，１．０％とする。 ただし，本制度における免除対応を適用する場合は，それぞれ０．２％を上乗せする。
h	その他	本資金は，全国統一保証制度（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度）の対象であり，事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の適用に係る手続等については，本制度要領のほか，協会において別に定める事業再生計画実施関連保証要綱（感染症対応型）によるものとする。
i	信用保証料の補助	責任共有制度対象の場合は，０．６％に相当する額，責任共有制度の対象外場合は，０．８％に相当する額を国が補助する。免除対応を適用する場合は，それぞれ０．２％を上乗せする。

（１６）条件変更改善借換資金

イ　目的

経営者の事業改善意欲があるにもかかわらず，返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者等に対し，経営改善の見込まれる事業計画を策定することを前提に長期の借換資金を融通することにより，その経営の安定に資することを目

的とする。

ロ　融資の対象

次に掲げる要件をすべて満たすもの

（イ）県制度融資資金（宮城県中小企業経営安定資金，宮城県中小企業産業振興資金，宮城県環境安全管理対策資金及び宮城県小口事業資金をいう。以下同じ。）の既往借入金の残高があること。

（ロ）県制度融資資金の既往借入金の全部又は一部について，返済条件の緩和（宮城県制度融資資金条件変更措置実施要綱に基づき条件変更措置を実行）しているもの。

（ハ）金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ，自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

ハ　資金の使途

運転資金及び設備資金

ニ　融資の条件

（イ）融資限度額	一企業　８，０００万円
（ロ）融資利率	１０年以内　年　１．５０％ １０年超　年　２．００％
（ハ）償還期間	運転資金　１５年以内（据置　１年以内。ただし，新規資金を追加する場合は据置２年以内。） 設備資金　１５年以内（据置　１年以内。ただし，新規資金を追加する場合は据置２年以内。）
（ニ）償還方法	原則として月賦均等返済
（ホ）保証人	原則として法人代表者以外不要
（ヘ）担保	取扱金融機関又は協会所定
（ト）信用保証料	協会所定
（チ）その他	本資金は全国統一保証制度（借換保証制度　Ⅳ．条件変更改善型借換保証による借換え）の対象であり，当該借換保証制度の適用に係る手続等については，本制度要領のほか，協会において別に定める借換保証制度要綱によるものとする。

附　則

1　この要領は，平成９年４月１日から施行し，平成９年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

附　則

1　この要領は，平成９年１１月２５日から施行し，平成９年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の要領を適用する。

附　則

1　この要領は，平成９年１２月４日から施行し，平成９年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の要領を適用する。

附　則

1　この要領は，平成１０年４月１日から施行し，平成１０年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

附　則

1　この要領は，平成１０年１１月１１日から施行し，平成１０年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

附　則

1　この要領は，平成１０年１１月２５日から施行し，平成１０年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の要領を適用する。

附　則

1　この要領は，平成１１年４月１日から施行し，平成１１年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

附　則

1　この要領は，平成１２年４月１日から施行し，平成１２年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の要領を適用する。

附　則

1　この要領は，平成１２年６月１日から施行し，平成１２年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１３年４月１日から施行し，平成１３年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１３年１０月１日から施行し，平成１３年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも

適用するものとする。
3　この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成１３年１０月１６日から施行し，平成１３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成１３年１２月１１日から施行し，平成１３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成１３年１２月１９日から施行し，平成１３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成１４年４月１日から施行し，平成１４年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成１４年８月１日から施行し，平成１４年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

附　則
1　この要領は，平成１４年１０月７日から施行し，平成１４年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

附　則
1　この要領は，平成１４年１１月１１日から施行し，平成１４年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し

付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１４年１２月３１日から施行し，平成１４年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

附　則

1　この要領は，平成１５年４月１日から施行し，平成１５年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１５年１１月１日から施行し，平成１５年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１５年１２月１６日から施行し，平成１５年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１６年４月１日から施行し，平成１６年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１７年４月１日から施行し，平成１７年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１７年１２月１日から施行し，平成１７年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸

し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１８年２月１４日から施行し，平成１７年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１８年４月１日から施行し，平成１８年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１９年４月１日から施行し，平成１９年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成１９年１０月１日（宮城県信用保証協会での保証申込受付日とする。）から施行し，平成１９年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２０年１月７日から施行し，平成１９年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２０年４月１日から施行し，平成２０年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。

3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２１年４月１日から施行し，平成２１年度予算に係る資金に適用する。

2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも

適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成２２年４月１日から施行し，平成２２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成２２年１１月１日から施行し，平成２２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成２３年３月１日から施行し，平成２２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成２３年４月１日から施行し，平成２３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成２３年５月２日から施行し，平成２３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則
1　この要領は，平成２３年６月２７日から施行し，平成２３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２３年９月１２日から施行し，平成２３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２４年２月１３日から施行し，平成２３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２４年４月１日から施行し，平成２４年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２５年２月１日から施行し，平成２４年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２５年４月１日から施行し，平成２５年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２５年９月２０日から施行し，平成２５年度予算に係る資金に適用する。ただし，第２第１０号の規定は，同年１０月１日から施行する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２５年１１月１日から施行し，平成２５年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸

し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２６年４月１日から施行し，平成２６年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２６年１２月１５日から施行し，平成２６年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２７年４月１日から施行し，平成２７年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２７年１０月１日から施行し，平成２７年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２８年４月１日から施行し，平成２８年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２８年８月１日から施行し，平成２８年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成２９年４月１日から施行し，平成２９年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも

適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成３０年３月１日から施行し，平成２９年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成３０年４月１日から施行し，平成３０年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成３０年１１月１日から施行し，平成３０年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，平成３１年４月１日から施行し，平成３１年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，令和２年３月１８日から施行し，令和元年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，令和２年４月１日から施行し，令和２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，令和２年５月１日から施行し，令和２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，令和２年６月１５日から施行し，令和２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，令和２年１２月２２日から施行し，令和２年１２月１日保証承諾分から令和２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，令和３年２月１日から施行し，令和３年２月１日保証受付分から令和２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，令和３年２月２２日から施行し，令和３年２月２２日保証受付分から令和２年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

附　則

1　この要領は，令和３年４月１日から施行し，令和３年度予算に係る資金に適用する。
2　この要領は，次年度以降の各年度において，当該資金に係る予算が成立した場合に，当該資金にも適用するものとする。
3　この要領の施行の際，現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については，なお従前の例による。

（様式第１号）

連鎖倒産防止資金融資対象認定申請書

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

住所
申請者　名称及び代表者氏名　　印
電話番号

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領第２の（６）に規定する連鎖倒産防止資金の融資対象者として認定されるようお願いします。

記

１　申請者の事業概要
（１）　主たる事業の内容
（２）　資本金　　万円
（３）　従業員数　　人
（４）　営業開始年月日　　年　　月　　日

２　倒産企業の概要
（１）　名称
（２）　所在地
（３）　倒産年月日　　年　　月　　日
（４）　負債総額　　万円
※　倒産企業であることを証明する資料を添付すること。

３　債権等の状況
（１），（２）いずれかに記載し，それを証明する資料を添付すること。

（１）　２の企業に対する売掛金（手形含む。）
①　２の企業に対する売掛金（手形含む。）　　円
②　①のうち回収困難な額　　円

（２）　２の企業に対する依存度
①　取引期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日
②　①の期間中の全取引額　　円
③　①の期間中の２の企業との取引額　　円
④　２の企業に対する依存度（　③／②　×　100　）　　％

4　融資の申込内容

（1）　申込予定金額　　円

（2）　資金の種類　　運転資金

（3）　具体的な資金使途

（4）　借入希望時期　　年　　月　　日

（5）　借入希望期間　　年　　か月（うち据置　　）

連鎖倒産防止資金融資対象認定書

上記のとおり相違ないので，当該資金の融資対象者として認定します。また，本書の有効期間は認定の日から１年間とします。

なお，取扱金融機関へ申込みを行い，融資審査及び宮城県信用保証協会の保証付きの場合は保証審査を経ることが必要となります。

認定　第　　号

年　　月　　日

宮城県知事　　印

本申請書に記載された個人情報は，宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱に基づき，融資の審査のために利用させていただきます。また，宮城県のほか，融資審査のため取扱金融機関及び信用保証審査のため宮城県信用保証協会に提出されます。

（様式第２号の１）

災害復旧対策資金融資対象認定申請書

年　　月　　日

市　町　村　長
商工会議所会頭　　殿
商 工 会 会 長

所在地
申請者　名称及び代表者名　　印
電話番号

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領第２の（９）に規定する災害復旧対策資金の融資対象者として認定されるようお願いします。

記

１　申請者の事業概要
（１）　主たる事業の内容
（２）　資本金　　万円
（３）　従業員数　　人
（４）　営業開始年月日　　年　　月　　日

２　災害の概要
（１）　災害の名称
（２）　被害発生の年月日　　年　　月　　日
（３）　被害の状況等（具体的に記載）

３　融資の申込内容
（１）　申込予定金額　　円
（２）　資金の種類　　設備資金　　運転資金
（３）　具体的な資金使途
（４）　借入希望時期　　年　　月　　日
（５）　借入希望期間　　年　　か月（うち据置　　）

災害復旧対策資金融資対象認定書

上記のとおり相違ないので，当該資金の融資対象者として認定します。
なお，取扱金融機関へ申込みを行い，融資審査及び宮城県信用保証協会の保証付きの場合は保証審査を経ることが必要となります。

年　　月　　日

市　町　村　長
商工会議所会頭　　印
商 工 会 会 長

本申請書に記載された個人情報は，宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱に基づき，融資の審査のために利用させていただきます。また，宮城県のほか，融資審査のため取扱金融機関及び信用保証審査のため宮城県信用保証協会に提出されます。

（様式第２号の２）

災害復旧対策資金融資対象認定申請書

年　　月　　日

宮 城 県 知 事
市　町　村　長
商工会議所会頭　　殿
商 工 会 会 長

所在地
申請者　名称及び代表者氏名　　印
電話番号

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領第２の（９）に規定する災害復旧対策資金の融資対象者として認定されるようお願いします。

記

１　申請者の事業概要
（１）　主たる事業内容
（２）　資本金　　万円
（３）　従業員数　　人
（４）　営業開始年月日　　年　　月　　日

２　災害の概要
（１）　災害の名称
（２）　被害発生の年月日　　年　　月　　日
（３）　被害の状況等（具体的に記載）

３　売上高の減少の状況
最近１か月の売上高が，前年同月の売上高に比して１０％以上減少している。

	最近１か月の売上高（A）	前年の同月の売上高（B）
月	円	円
減少の割合	（A）／（B）×１００ ＝ □ ％ ≦ ９０ ％	

注１　「最近１か月」とは申請月の前月を原則とする。
注２　関係数値を立証する資料等を添付すること。

４　融資の申込内容
（１）　申込予定金額　　円
（２）　資金の種類　　運転資金　　設備資金
（３）　具体的な資金使途
（４）　借入希望時期　　年　　月　　日
（５）　借入希望期間　　年　　か月（うち据置　　）

災害復旧対策資金融資対象認定書

上記のとおり相違ないので，当該資金の融資対象者として認定します。
なお，取扱金融機関へ申込みを行い，融資審査及び宮城県信用保証協会の保証付きの場合は保証審査を経ることが必要となります。

年　　月　　日

宮 城 県 知 事
市　町　村　長
商工会議所会頭　　印
商 工 会 会 長

本申請書に記載された個人情報は，宮城県中小企業経営安定資金融資制度要綱に基づき，融資の審査のために利用させていただきます。また，宮城県のほか，融資審査のため取扱金融機関及び信用保証審査のため宮城県信用保証協会に提出されます。

（様式第3号）

記入年月日　　年　　月　　日

宮城県中小企業経営安定資金
緊急経済変動対策資金（燃料高騰・原材料費高騰に起因するもの）
資格要件確認票

－　融資の対象　－

a　最近３か月間の売上高に占める製造原価（売上原価，工事原価等の類するものを含む。以下同じ）の割合が，前年の同期と比較して１０％以上増加している中小企業者等

b　最近３か月間の売上高に占める製造原価の割合が，前年の同期と比較して５％以上増加し，かつ前々年の同期と比較して１０％以上増加している中小企業者等

１　中小企業者名

名　称

代表者名　　印

２　燃料費高騰・原材料費高騰の影響について

(1)　燃料費高騰・原材料費高騰によりどのような影響が出ているか具体的に記入してください。

（　　）

(2)　最近3か月間の売上高に占める製造原価の割合について記入してください。

算定期間中の合計について，

①　C－F≧10　または
②　C－F≧5（ただしC－F<10）かつ　C－I≧10　であれば，要件を満たします。

算定月	売上高	製造原価（売上原価）	増加割合
	A（千円）	B（千円）	C=B/A×100（%）
年　月			
年　月			
年　月			
合　計			

前年同期	売上高	製造原価（売上原価）	増加割合
	D（千円）	E（千円）	F=E/D×100（%）
年　月			
年　月			
年　月			
合　計			

前々年同期	売上高	製造原価（売上原価）	増加割合
	G（千円）	H（千円）	I=H/G×100（%）
年　月			
年　月			
年　月			
合　計			

（※①の要件を満たす場合は記入不要）

※本様式は融資申込時に金融機関に提出するものです。その後、金融機関から宮城県信用保証協会に写しが提出されます。
※「割合」：小数点以下第2位を四捨五入して記入してください。
※試算表など，記入いただいた数値が確認できる資料を添付してください。